

# 令和2年度「地方分権改革推進アワード」に係る 選定理由等について

団体名	提案の成果等	選定理由
砥部町 (愛媛県)	<p>国民健康保険における高額療養費について、<u>市区町村が条例等で別段の定めをすることで、70歳未満の被保険者の申請手続を簡素化し、市区町村への月毎の申請を不要にすることを可能とした。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村が条例等で別段の定めをすることで、70歳未満の被保険者の申請手続を簡素化し、月毎の申請を不要にすることが可能となることは、<u>市区町村の裁量の拡大に寄与するものであること。</u></li> <li>・ <u>被保険者の利便性の向上や市区町村の業務の合理化</u>にも寄与することが期待されるなど、提案の実現により期待される効果が極めて高いこと。</li> <li>・ 日々の業務で<u>住民の要望や不満の声をよく把握し、それらを踏まえて提案されたものであること。</u></li> </ul>
千葉県	<p><u>経営する農地面積にかかわらず、都道府県が管理する国有農地について、農業利用目的での貸付け又は売払いを可能とした。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営する農地面積にかかわらず、耕作に意欲がある者に対しての貸付け又は売払いが可能となり、<u>都道府県の裁量が拡大されるとともに、都道府県が管理する全国の国有農地の管理業務の負担軽減や早期処分</u>の促進が期待されるなど、提案の実現により期待される効果が極めて高いこと。</li> <li>・ 日々の業務で<u>住民の要望や不満の声をよく把握し、それらを踏まえて提案されたものであること。</u></li> </ul>
長野県	<p><u>豚熱のワクチン接種について、家畜防疫員に加え、都道府県知事が認定する民間獣医師によるワクチン接種(原則初回接種を除く)を可能とした。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜防疫員に加え、一定の要件を満たす民間獣医師によるワクチン接種の実施が可能となることで、<u>継続的なワクチン接種の体制の整備</u>がなされ、地域産業を支える養豚業者の事業継続確保に繋がることが期待されるなど、提案実現により期待される効果が極めて高いこと。</li> <li>・ <u>他の地方公共団体と積極的に共同提案</u>を行い複数地域にまたがる支障であることを示すとともに、<u>具体的な支障のデータを示す</u>など提案に説得力を持たせるための取組に尽力していること。</li> </ul>